平成２５年（フ）第３５号
茨城県日立市相賀町６―23　東友アパート２号室、住民票上の住所茨城県日立市大みか町２丁目25番４号
債務者　鈴木　静枝
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第３６号
茨城県常陸太田市山下町1248―１　レオパレスホスタル山下102号室、住民票上の住所茨城県日立市大みか町２丁目25番４号
債務者　鈴木　康子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第４４号
茨城県高萩市東本町２丁目15番地の１　日新堂ハイツ201
債務者　黒澤　廣司
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第４９号
茨城県高萩市大字高戸592番地の３　リーザ105
債務者　小原　俊和
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１２１号
新潟市北区すみれ野１丁目15番11号　カサグランデすみれのＢ201号
債務者　中村　敏文
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３４号
新潟県燕市吉田日之出町21番８号　タウンハイツ101号、前住所新潟県燕市米納津3190番地の２
債務者　海藤　節子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４０号
新潟市西区鳥原3659番地３　ヴィラージュ黒埼202号
債務者　笹川　雅樹
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６７号
新潟市西区善久514番地、住民票上の住所新潟県三条市旭町１丁目１番20―９号　第２旭荘
債務者　石橋　早苗
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６８号
新潟市北区神谷内321番地２　菊池アパート７号
債務者　渡邉　秀男
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４６号
神戸市兵庫区湊川町６丁目２番23号、従前の住所神戸市兵庫区湊町１丁目４番18―1003号
債務者　筒井　隆子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８６号
神戸市長田区駒ヶ林町４丁目６番３号
債務者　鶴目佐登美
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６２号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番22―812号
債務者　池澤　定雄
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２６２号
兵庫県尼崎市田能３丁目４番21―413号
債務者　武田　利一
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２８２号
兵庫県西宮市神明町８番２―301号
債務者　小谷由夏利
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２８９号
兵庫県尼崎市稲葉荘４丁目７番１―202号
債務者　春木千代美
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１４３号
広島県東広島市安芸津町風早1407番地１　サンコーポ金丸105号
債務者　堀部　珠紀（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３７号
広島市安佐南区川内２丁目16番21号
債務者　髙杉　幹登
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
広島地方裁判所民事第４部